

母体・新生児搬送の搬送手順（一般産科施設等からの転院搬送）

母体搬送・新生児搬送を要する患者の発生

母体搬送の場合で、「母体救命搬送システム対象症例表」と「疾病観察カード」等により「スーパー母体救命」の対象患者と判断された場合は、東京都母体救命搬送システム（スーパー母体救命）により搬送依頼を行う。

日常的に連携している医療機関へ搬送を要請

搬送先が決まらない場合

搬送先が決定した場合

救急車出動要請し、当該医療機関に搬送

搬送ブロックの総合周産期センターに「搬送調整依頼書（診療情報提供書）」をFAXで送付の上、電話で患者の受入要請・調整依頼を行う。

連絡を受けた総合周産期センターは、自院で受入不能の場合、ブロック内の周産期母子医療センター、周産期連携病院等に受入要請を行う。

総合周産期センター又は搬送ブロック内の医療機関で受入不能

総合周産期センター又は搬送ブロック内の医療機関で受入れ可

総合周産期センターから、搬送先選定を周産期搬送コーディネーターに依頼する旨の連絡を受ける。

救急車出動要請し、当該医療機関に搬送

周産期搬送コーディネーターに、「搬送調整依頼書（診療情報提供書）」をFAXで送付する。（FAX番号 03 - 3212 - 5022）

周産期搬送コーディネーターは、総合周産期センターからの電話及び搬送元施設からのFAXにより搬送先選定業務を開始する。

周産期搬送コーディネーターは、送付された搬送調整依頼書について確認が必要な場合は、依頼元産科施設等に電話で患者情報の確認を行う。

搬送先決定

搬送調整不調

周産期搬送コーディネーターから搬送先決定の連絡を受ける。

周産期搬送コーディネーターから、以降はブロックの総合周産期センターが搬送先選定を行う旨の連絡を受ける。

・救急車の要請
・搬送先医療機関への連絡

搬送調整依頼書については、各搬送ブロック内等で従前より使用している「搬送依頼書」等の様式がある場合は、そちらを使用していただいても結構です。2枚作成する必要はありません。